

総合教育センター施設の使用手続きについて

浅春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年度の二酸化炭素検査も終了し、29年度も残りわずかになりました。

この1年間も、学校薬剤師として学校安全保健に取り組み、環境衛生についての検査、講演講義等、大変お疲れ様でした。

部員のみな様には、学校薬剤師部の活動にご理解・ご協力をいただきましたことに感謝いたします。

さて、標記の使用手続きにつきまして、
姫路市立以外の学校・園が総合教育センター施設を使用した場合、使用料と共益費がかかります。
その費用は学校・園に負担をしていただいています。姫路市教育委員会が1年間の使用実績を確認し、費用請求を各学校・園にされます。

また、30年度も引き続き総合教育センターを使用する場合は、使用許可申請書が必要になります。
学校薬剤師部は、給食検査とプール検査の時に総合教育センターを使用させていただいています。

部員の皆様には、内容のご理解をお願いいたします。

総合教育センター施設の使用手続きについて

姫路市教育委員会から県立学校・神崎郡3町教育委員会・私立学校等に対し

- ・平成29年度の使用実績の確認

- ・平成30年度の使用許可申請の案内

に関する文書の発送が3月上旬にされています。

その後、確認が出来たら、費用請求をされます。

なお、費用負担は、1校園当たり

- ・使用料260円(県立・町立は0円)

- ・共益費100円～210円程度

となる見込みです。

部員の皆様には上記内容をご理解いただきまして、担当校園からの問い合わせ等があった場合には、対応していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この内容は、県立学校・神崎郡3町の学校園・私立学校等の担当の先生に関する内容ですが、姫路市立校担当の先生にも本状のメール、FAXを送らせていただいていますこととお許しください。

何かご不明な点がございましたら、姫路薬剤師会事務局までご連絡下さい。